



## 女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

**社会福祉法人八起会**（湖南市・医療福祉業）  
を認定しました（認定段階3での認定となります）。



令和4年12月9日（金）

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左：理事長 木村 文一 氏

写真中央：事務局長 佐竹 隆代 氏

写真右：副主任 高橋 汐里 氏

### ■■ 認定企業の取組紹介 ■■

#### ○採用に関する取組

- ・マイナビなどの就活サイトの活用や、就活生向けの動画の作成を通して広報活動を進めている。
- ・従来の介護実習受け入れに加えてインターンシップを実施している。
- ・内定者の不安の解消や職場への理解を深めるための職場体験、先輩交流会、内定者研修を実施している。

#### ○継続雇用に関する取組

- ・職員の定着率向上を図るため、新入職員に対してフレッシュマンリーダーをマンツーマンで対応させており、新入職員が働きやすい社内体制を整備している。

#### ○長時間労働是正のための取組

- ・シフト時間の変更を行い、日勤・準夜勤・深夜勤の3交替制とした。結果、早朝から朝に生じがちであった時間外労働を削減することに繋がった。
- ・経営企画室を中心に各事業所からメンバーを任命し、業務の効率化の検討などの取組を継続的に行っている。

#### ○管理職比率に関する取組

- ・職能資格制度を導入。一定の要件を満たす職員であれば、雇用形態を問わず昇級試験の受験資格を与えている。評価にあたっては外部講師を活用するなど、公平性、客観性を意識した評価制度を構築している。
- ・管理職登用については、対象となりうる女性職員に対してキャリアアップを前向きに捉えてもらう研修や個別に働きかけを行うなどのアプローチをしており、女性のパート職員であっても主任職に就きフルタイムの一般職員を指揮命令するなど、女性の管理職登用を推進している。

#### ○多様なキャリアコースに関する取組

- ・パート職員からの正職員転換制度、退職後再雇用制度を実施している。
- ・育児を行う職員の実情に配慮して個別にシフト編成を行っている。また、育児休業からの復職時の不安を緩和させるため、職場復帰支援プログラム「wiwiw」や子育てママのキャリアアップ研修の導入をはじめ、休業前面談、復職前面談の実施を徹底している。

### ■■ 認定企業よりメッセージ ■■

介護業界の人材マネジメントが他職種に比べて非常に遅れており、約15年掛けて漸く現在の状況に至りました。勿論、新しい取り組みは、一朝一夕にはできるはずもなく、その都度、抵抗勢力とも向き合ってきました。ただ、取り組みの内容は、一般企業では既に実施されているものが殆どであり、普通の人材マネジメントです。特別なことは何もありません。より良い職場づくりにゴールはないと思っていますので、これからも笑顔があふれる幸せな職場づくりに取り組んでいきます。

#### 【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190